

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、獨協医科大学学則第26条第3項及び獨協医科大学大学院学則第21条第3項の規定に基づき、獨協医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士（医学）、学士（看護学）、修士（看護学）、博士（看護学）及び博士（医学）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 本学学則第26条第1項の定めるところにより、学士（医学）は本学医学部医学科を卒業した者、本学学則第26条第2項の定めるところにより、学士（看護学）は本学看護学部看護学科を卒業した者にそれぞれ授与する。

(修士（看護学）の学位授与の要件)

第4条 修士（看護学）の学位は、本学大学院学則第21条第1項の定めるところにより、本学大学院看護学研究科（以下「看護学研究科」という。）博士前期課程所定の単位を修得し、かつ、大学院看護学研究科教授会（以下「看護学研究科教授会」という。）の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

(博士（医学）の学位授与の要件)

第5条 本学大学院学則第21条第1項の規定による博士（医学）の学位は、本学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）博士課程所定の単位を修得し、かつ、大学院医学研究科教授会（以下「医学研究科教授会」という。）の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者（以下「課程修了者」という。）に授与する。

第5条の2 本学大学院学則第21条第2項の規定による博士（医学）の学位は、本学に学位論文を提出して医学研究科教授会の行う審査及び試験に合格し、かつ、課程修了者と同等の学識を有することが試問によって確認された者に授与する。

(博士（看護学）の学位授与の要件)

第5条の3 博士（看護学）の学位は、本学大学院学則第21条第1項の定めるところにより、看護学研究科博士後期課程所定の単位を修得し、かつ、看護学研究科教授会の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

(博士（医学）の学位申請)

第6条 第5条第1項の規定により学位を申請する者（以下「甲号申請者」という。）は、学位論文その他所定の書類に、別に定める審査料を添え、担当指導教授を経て、学長に提出しなければならない。

2 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は別に定める。

第7条 第5条の2の規定により学位を申請する者（以下「乙号申請者」という。）は、学位論文その他所定の書類に、別に定める審査料を添え、当該学位論文を推薦する医学研究科の教授を経て、学長に提出しなければならない。

第8条 削除

(博士（医学）の学位論文)

第9条 学位論文は、主論文1編（原則として英文）とする。ただし、参考として副論文2編を添付しなければならない。

(博士（医学）の学位申請受理)

第10条 学長は、前4条の規定により学位の申請があったときは、医学研究科教授会の議を経て受理するものとする。

2 受理した学位論文その他の書類及び審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(博士（医学）の学位論文審査の付託)

第11条 学長は、学位論文を受理したときは、直ちに医学研究科教授会に、その審査を付託する。

(博士(医学)の学位論文審査委員会)

第12条 前条により学位論文の審査を付託された医学研究科教授会は、学位論文ごとに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会は、主査(1名)及び副査(2名以上)をもって組織し、それぞれ医学研究科の教授のうちから選任する。
- 3 医学研究科教授会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、医学研究科の准教授及び講師を副査として審査委員会に加えることができる。
- 4 前2項において、学位申請者の指導教授(推薦教授)及び審査の対象となる主論文の共著者である者は、当該審査委員会の主査及び副査になることはできない。
- 5 審査委員会は、学位論文の審査に当たって必要と認めるときは、医学研究科教授会の議を経て、主査1名・副査2名以上の他に学外の研究機関等の有識者を副査に加えることができる。
- 6 主査は、審査委員会を主宰し、その職務を統括する。

(博士(医学)の学位論文の審査協力)

第13条 審査委員会は、学位論文の審査に当たって必要と認めるときは、医学研究科教授会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士(医学)の学位論文審査)

第14条 審査委員会は、学位論文の内容について審査を行い、必要な場合は、学位申請者に参考論文、関係資料等を提出させ、説明を求めることができる。

- 2 学位審査に関わる審査委員はもとより指導教授(推薦教授)等は、学位申請者並びに学位取得者等から、疑惑や不信を招くような金品の供与等を受けてはならない。

(博士(医学)の学位に係る最終試験及び試験)

第15条 審査委員会は、学位論文の審査のほか、甲号申請者に対しては最終試験、乙号申請者に対しては試験を行う。

- 2 前項の最終試験及び試験は、学位論文に関連のある分野について、口頭又は筆記により行う。

(乙号申請者に対する試問)

第16条 審査委員会は、乙号申請者に対しては、課程修了者と同等の学識を有することを確認するための試問を行う。

- 2 前項の試問は、外国語(原則として英語)及び専門分野全般について、口頭又は筆記により行う。
- 3 医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者(満期退学者)が乙号申請者であるときは、第1項の試問を省略することができる。

(博士(医学)の学位の審査期間)

第17条 学位論文の審査は、当該論文を受理した後できるだけ速やかに終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、医学研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第18条 審査委員会は、甲号申請者の学位論文審査及び最終試験、乙号申請者の学位論文審査及び試験並びに試問を終了したときは、その結果の要旨を添えて、医学研究科教授会に報告しなければならない。

(博士(医学)の学位に係る医学研究科教授会の議決)

第19条 医学研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否及び学位論文審査の可否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、医学研究科教授会構成員(国外出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、無記名投票により、無効票を除き3分の2以上の賛成があり、かつ、出席者全体の過半数の賛成がなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、第3条に規定する者に対しては、卒業証書・学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条の議決に基づき、甲号申請者については課程修了の認定、乙号申請者については学位論文審査及び試験並びに試問の合格の認定を行い、学位記を交付して博士(医学)の学位を授与

する。

3 学長は、第4条により、看護学研究科博士前期課程所定の単位を修得し、かつ、看護学研究科教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、学位記を交付して修士の学位を授与する。

4 学長は、第5条の3により、看護学研究科博士後期課程所定の単位を修得し、かつ、看護学研究科教授会の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、学位記を交付して博士（看護学）の学位を授与する。

5 卒業証書・学位記及び学位記の様式は、別記様式（様式1及び様式2）とする。
（博士の学位授与の報告及び審査要旨の公表）

第21条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定により3か月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出するとともに、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士の学位論文の公表）

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学がインターネットの利用により行うものとする。

（学位の名称）

第23条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「学士（医学）獨協医科大学」、「学士（看護学）獨協医科大学」、「修士（看護学）獨協医科大学」、「博士（看護学）獨協医科大学」又は「博士（医学）獨協医科大学」と記すものとする。

（学位授与の取消）

第24条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を著しく汚す行為をしたときは、学長は、学士にあつては医学部教授会又は看護学部教授会、修士（看護学）及び博士（看護学）にあつては看護学研究科教授会、博士（医学）にあつては医学研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。ただし、博士の学位を取り消す場合は、その旨を公表するものとする。

2 医学部教授会、看護学部教授会、看護学研究科教授会又は医学研究科教授会において、前項の議決を行う場合は、第19条第2項の規定を準用する。ただし、医学部教授会、看護学部教授会又は看護学研究科教授会で前項の議決を行う場合、第19条第2項中「医学研究科教授会」とあるのは「医学部教授会、看護学部教授会又は看護学研究科教授会」と読み替えるものとする。

（細則）

第25条 本規程に定めるほか、博士（医学）の学位の申請及び審査に関する必要な事項は、獨協医科大学学位規程医学研究科細則の定めるところによる。

2 修士（看護学）並びに博士（看護学）の学位の申請及び審査に関する必要な事項は、獨協医科大学学位規程看護学研究科細則の定めるところによる。

（規程の改廃）

第26条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（令和4年 規程第70号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（省略）